

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
こどもクリニックふかざわ	鳥取市南隈五六五番	令和七年十一月十六日
やまもとクリニック	鳥取市田園町二丁目一五七番地	令和七年十一月一日
医療法人社団かわぐちクリニック	鳥取市幸町九五番一	〃
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目一二番四一号	〃
成実ひふ科クリニック	米子市石井六九九一	令和七年十一月二十一日
よだか診療所	米子市道笑町一丁目一一一 米子大店ビル一階	令和七年十一月一日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きやま歯科医院	米子市両三柳三五―二	令和七年十一月一日
浜吉歯科クリニック	倉吉市清谷町一丁目一九三―二	令和七年十一月六日
井上歯科クリニック	西伯郡日吉津村日吉津二一四四―一	令和七年十一月二十日

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 九月 十八日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
徳吉薬局でんえんちよう	鳥取市田園町一丁目二四二―一	令和七年十一月一日
徳吉薬局市役所前	鳥取市幸町九五―二	〃
共創未来ホスピタウン薬局	米子市河崎五七四―一	〃
共創未来倉吉宮川薬局	倉吉市宮川町一三一―七	〃
きしだ薬局	八頭郡八頭町宮谷二二二―二	〃
ヤマト薬局	西伯郡南部町倭三八―九	〃